

総合評価競争入札における評価項目の留意事項の変更 について

令和6年2月1日
下 関 市

令和6年4月1日以降に入札公告する工事について、以下のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

1 「作業船の保有状況」（海上工事の場合）に係る提出書類の見直し等

（1）提出資料の限定

従来は複数の提出資料により判断・評価していましたが、客観的に評価するため、次のとおり保有を確認するための提出資料を限定します。

■従来（令和5年度末まで）

- ① 登記簿謄本、船舶検査調書、海上保険証券又はその他所有権を証する契約書等のうち、いずれかの写し
- ② 作業船の全形写真



■見直し後（令和6年度から）

- ① 登記簿謄本、船舶検査調書又は海上保険証券のうち、いずれかの写し

（2）共同保有に係る定義等の追加

共同保有の定義を次のとおり下関市建設工事総合評価競争入札事務処理要領に規定するとともに、共同保有の場合、必要な経費を複数の者で負担していることが確認できる書類の提出を求めます。

【共同保有の定義】

共同保有とは、作業船の保有あるいは作業船の現行機能を保持するにあたり、新造、改良又は機能の追加のために必要な経費を複数の者で負担していることをいう。